

社会福祉法人駿河会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人駿河会（以下「当法人」という）定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の常勤の施設職員が役員の場合は支給しない。

理事会及び評議員会等に出席した場合、監事が監事監査を実施した場合の費用弁償

1回の出席につき 5,000円

2 役員等が当法人の要請により研修に参加した場合等については、旅費規程の管理職相当を適用する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成29年7月1日から改定する。